

その部分で一部供用開始になるかどうかというところは、また別の話になるかと思いますが。そういうことで御理解得られれば、供用開始をしまいたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 4 番 もう残り時間がないので、大変申し訳ないんだけど、地元では何の不便もないんだから現行どおりでいいじゃないのという意見を私は聞いている。そう言ったことを考えたときに、地元でそういう意見があるという、十分理解を得た上でやっぱりこういう事業って進めていくべきだろうというふうに思うんですよ。町長におかれては、まちづくり・暮らしづくりはやはり町民の視点に立ってというお話をされているわけで、その辺のところ町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

町長 もちろん暮らしづくりのなかで大事なことなので、十分に住民と協議を重ねた中で納得いただいた中でどうなるかは私正直言って高見できませんので、しっかりとお話をした中で進めたいと基本的には思っております。

以上です。

議長 以上で4番議員、田村俊二君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩といたします。再開は13時10分です。

(12時10分 休憩)

(13時10分 再開)

議長 休憩を解いて再開いたします。

通告4番、1番議員、鈴木磯美君。

- 1 番 通告4番、1番議員、鈴木磯美です。議員になって初めての、初質問になります。よろしく願いいたします。

質問事項は大きく一つ、大井町の防災体制についてです。

要旨として町は地域防災計画に基づき、防災・減災対策を進めていらっしゃいます。しかし、近年全国では想定以上の自然災害が発生し対応に苦慮しているのが現実です。近い将来、当町にも起こり得ると予測されます。

そこで、地域防災計画の基本理念でもあります、みずからの身はみずから守る、自分たちの町は自分たちで守るとの観点から、町民の防災意識の高揚を図ることは大切と考え、以下のことを伺います。

1 番、町指定の避難所・避難場所である、いこいの村あしがら。公の公共機関とは違って民間事業所を指定しているところはまれなことで、この辺のところの協定内容、協定はどのように結ばれているか。

2 番目、町指定の避難所・避難場所に設置配置されている防災倉庫の備蓄内容は適切か。3 月定例会でも同僚議員から内容についての質問もありましたが、そこら辺のところが適切かどうか御確認します。

3 番目、私も自治会長をやった経験がありますが、毎月15日に実施している自主防災組織との無線訓練の内容等、こちらを見直す考えがあるか。

4 番、防災訓練時に自主防災組織が実施する訓練等に対する訓練内容の指導・助言について。町当局、防災士、いろいろなところからの指導・助言が得られるかどうか。

5 番目として、災害時の物資搬送体制を確保するために民間事業者等との協定は現在どうなっているか。

6 番、職員異動時、4 月と10月が大きな異動時期、月だと思いますが、各部署におかれまして、現状の仕事の申し送り以外に防災教育をしているのかどうか現状をお伺いいたします。

7 番目、現在自主防災活動推進費等補助金は、世帯数により補助されている。小規模な自主防災組織では、高額な防災資機材の購入できない状況にある。こちらの対応策はいかがか。

以上七つについて登壇にての質問といたします。

議 長 答弁願います。町長。

町 長 通告4番、鈴木議員からは、大井町の防災体制についてということで、7項目の質問事項をいただいております。

まず、1 点目の町指定の避難所・避難場所である、いこいの村あしがらとの協定はとの御質問ですが、町指定の避難所・避難場所においては平成7年度まで町立の小中学校4カ所を指定していたところでありましたが、阪神淡路大震災の発災等を受け、防災体制のさらなる強化を図るため、相和地区においては昭和61年3月26日に雇用促進事業団が開所した、勤労者いこいの村あしがらを、金子地区においては平成5年5月15日に落成した大井町総合体育館を新たに指定し、現在の6施設体制としたところであります。

また、これら6施設を補完する臨時避難所として、平成24年4月には相和地区にある昭和女子大学東名学林と臨時避難所利用に関する協定を、さらに近年では、平成30年3月に洪水時避難施設として酒匂川に隣接する県立大井高等学校と一時避難施設利用に関する協定を締結したところでございます。

御指摘のいこいの村あしがらの避難所指定に関する協定につきましては、指定当時、同施設が雇用促進事業団という独立行政法人が運営する半公共の施設であったこともあり、施設側及び土地等財産管理を行っていた当時の県労働福祉課との合意形成の中で、防災倉庫の設置や無線設備の配置など、指定に伴い施設に対して町が行う設備投資に関してのみ必要書面が取り交わされているという実態にあります。

本件については、近年、県有施設等公共施設においても協定締結している状況を踏まえ、既に一般社団法人化された同施設にあっては、今後予定する災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所としての災害別指定化も視野に、早急に協議を進め、締結を交わしたいと考えております。

2点目の避難所配置の防災備蓄倉庫の備蓄内容は適切かという質問ですが、現在、町の災害時用の備蓄品に関しましては、保健福祉センターで備蓄管理している医薬材料や金手水防倉庫で備蓄管理している水防資材等特殊なものを除いては、主に金子防災倉庫及び町内6カ所の避難所に設置しているコンテナタイプの防災備蓄倉庫で備蓄管理しております。

町で備蓄を行っております各備蓄品の内容や数量等につきましては、平成30年3月時点のものを地域防災計画資料編に掲載させていただいておりますが、アルファ米など2万1,476食分の食糧や簡易型を含んだ総数240機の仮設トイレを初め、毛布・寝袋等の寝具類、炊き出し等に係る給食資材や給水資材、発電機や照明等機材、チェーンソー工具等の応急資材、避難所の開設・運営に必要な事務用品含めた運営資材、そのほか日用品や消耗品などを備蓄しているところです。うち、各避難所に設置している防災備蓄倉庫では、避難所運営資材のほか、食糧、仮設トイレ、毛布、給食・給水資材類、発電機、燃料缶、照明機材、災害用工具セット、ブルーシート、担架、リヤカーなどのほか、トイレトーパーや使い捨て手袋、石けん、洗剤等の消耗品まで含めると、70品目を超える備蓄品を避難所の初動対応を想定して収納しております。

また、非常用飲料水貯水槽が埋設された4施設及びプールのある4施設に関しては、給水機材及び濾水機材も同倉庫内で保管しております。

いずれの倉庫も新設や増設により14平方メートル程度の保管面積を確保しておりますが、例えば食糧に関してはアルファ米を各2,000から2,500食、サバイバルフーズを各480食配置した上で、残りを総合体育館内の倉庫内で保管し、トイレに関しては発災後の移動が難しい比較的大きな設備を中心に全体の約半数に当たる132機を各22機配置し、残りの簡易タイプを金子防災倉庫で保管するといった分け方をするなど、限られた倉庫スペースを多品目に割り当て、状況に応じ再配分することを想定し物資の管理を行っています。

また、各備蓄品に関してはその状態確認、特に、発電機を初めとする発動機に関しては定期的な試運転が必要となることから、町では毎月15日の町民防災の日に合わせて、防災安全室職員と各課当番制で選出した職員により、状態確認及び試運転等作業を行い機器類の維持管理に努めるとともに、発電機等発動機に関してはオイル交換はもとより、燃料に関しても劣化状態とならないよう、年度末を目途に新しいものと入れ替えを行っています。

なお、金子防災倉庫を初め各備蓄倉庫は、近年行ってきた備蓄品の増備によりいずれも手狭となっているのが現状であります。

現在、中央土地地区画整理地内に建設を予定しております防災備蓄倉庫については、支援物資の受け入れにも対応できる大型のものを計画しておりますが、備蓄内容については、物資調達に係る協定等により、受けることができる現実的な物資の量などを適切に見込んだ上で、喫緊に整備すべき備蓄品を買いそろえたり、さらに備蓄量を増やす必要のある備蓄品を充実させたりといった対応をとりながら、その配置が適材適所と成り得るよう、既存備蓄品を含めた再配置も進めてまいりたいと考えております。

3点目の毎月15日に実施している自主防災組織との無線交信訓練についてですが、毎月15日の町民防災の日には、朝7時30分の防災行政無線による防災啓発放送に続き、全自主防災組織と学校等施設に配備している、移動系防災行政無線機による通信訓練を実施しているところです。

この通信訓練には、町側は防災担当職員のほか、研修の一環として毎月当番制で各課職員に携わってもらっており、自主防災組織側は自治会長や無線主任、

また組織によっては自治会役員など、自主防災組織ごとに従事者を任意に設定していただいた中で、不在時の代理者通信などを含めて御対応いただいております。

また、この通信訓練は、主に機器の状態とその操作方法を定期的に確認する目的で実施をしており、その手順といたしましては、7時30分に行う防災啓発放送の中の準備案内により、受信待ちをしている各自主防災組織の無線従事者に対し、まず町から各局への一斉発信により、当日使用する町側無線機番号や対応者等の情報を伝達後、1局ずつ順に町から個別通信し、また、自主防災組織からも折り返し通信をもらう形で、相互の機器状態の確認、通信の受け方、掛け方、話し方の再確認を行っています。

配備している無線機器の設定は、トランシーバーのようにグループでプレストークするような設定ではなく、電話をかける要領で無線機器に割り当てられた3桁の番号を入力発信して、電話同様1対1の相互通話ができる設定となっております。したがって、通話時の混信はないものの、同時に交信できる回線数が7回線までと限られていることから、有事の際などには、町への通信が集中したり、町側の無線従事者数を超えた通信があったりすることも考えられることから、いわゆる無線統制が必要になってくることが想定されます。また、通信試験と基本操作確認を主眼にした本訓練だけでは、実災害での無線交信において、互いに必要とする情報が何かを理解する訓練機会にはなっていないという認識もあることから、町といたしましては、毎月15日に実施している無線交信は、定期の基本確認作業として継続していくとともに、今後、総合防災訓練時における通信訓練を初め、自主防災組織リーダー等研修会や出前講座などの機会を活用して、実災害時の機器運用に必要なスキルを身につけるための訓練を実施したり、研修や意見交換が行える機会を設けていきたいと考えております。

4点目の防災訓練時に自主防災組織が実施する訓練に対する指導・助言はという質問についてですが、毎年8月末の日曜日に開催しております総合防災訓練は、地震発生直後の命をつなげるための初動行動に主眼を置き、その担い手となる自主防災組織や住民の皆様に訓練実施と参加をお願いしているところであります。

特に地震発生直後においては、自分や家族の安全確保、御近所・組内レベルでの安否確認や助け合い、自治会レベルでの安否・被災状況の把握とそれに対する住民レベルの支援、町への支援要請、無事避難された方の安全確保といった、自助・共助の中でしか成し得ない命をつなげる行動、減災行動を住民の皆様をお願いする必要がございます。

総合防災訓練においてはこれらの初動行動を反復確認いただく意味で、安全確保行動の実施、安否確認訓練、自主防災本部設置及び運用訓練、町との通信訓練の4点を必須の訓練項目としてお願いした上で、消防署員・消防団員の派遣による消火器・消火栓取り扱い訓練、救命講習や救出訓練、救護所対応や資機材取り扱い訓練などのほか、炊き出し、保有資材の点検・更新作業などの訓練例示を示したり、前年度の全自主防災組織の訓練メニュー等を参考にさせていただけるよう配慮した中で、各自主防災組織に訓練の計画立案をお願いしております。加えて、個人備蓄の促進に資する目的で、訓練参加に当たっては非常持ち出し品の持参をお願いするなど、一定の助言をさせていただいているものと理解しております。

訓練に関する相談調整等に関しましては、訓練に伴う町への要請事項や計画の事前提出の際に、個別対応させていただいてはおりますが、自主防災組織の要望により防災訓練前の時期に防災出前講座という形で調整の機会をいただいている自主防災組織もございます。また、自主防災組織リーダー等研修会の際には、町で保有する掲示用のハザードマップやAEDトレーナー、非常持ち出し品サンプルなど訓練研修等で活用いただける貸し出し物品等についても展示し、利用促進が図られるよう配慮するとともに、さらなるリーダー育成を強化するため、一昨年より自主防災リーダー等研修会の実施回数を増やすことなどにも取り組んでまいりました。

今後は、こういった個々の訓練効果を持ち寄って、意見交換や情報提供などを行うことで訓練効果の底上げができるような機会を設けてまいりたいと考えております。

5点目の災害時の物資搬送体制を確保するための民間事業者等との協定はという質問についてですが、現在の町の計画においては、災害時の物資搬送に関しては給食配送用トラックや防災トラック初め公用車7台を飲食料・物資搬送

用に事前指定し職員運用する想定となっており、資材レンタルを行っている民間事業者と締結している物資の賃貸借に関する協定において、追加車両の借り上げについても想定をしているところです。

また、支援物資の受け入れに対しては、その保管場所として公用車の車庫等の活用を想定しているほか、民間事業者と保管に関する協定を締結しているところでもあります。今後、中央公園内への建設を計画しております防災備蓄倉庫に関しても、それら受援機能を持った倉庫として計画を進めてまいります。

また、市町村の支援要請等に基づき県が実施する支援物資の配送に関しては、県と指定地方公共機関である一般社団法人神奈川県トラック協会との協定に基づき、搬送手段に関しても民間事業者に広く協力を求めた中で実施していく計画となっております。

当町においても、備蓄物資・支援物資の町内配送に関しては、民間事業者の協力を取りつけるべく、過去に同協会との協定締結に向け、足柄上1市5町と連名締結の事務協議を進めていた経緯もございますが、結果といたしましては協定の締結に至らなかったわけございまして、今後、町単独での協定締結も視野に、先方と調整・協議を進めてまいりたいと考えております。

6点目の職員異動時における防災教育の現状はという質問についてですが、平常業務同様にその業種・内容も多岐にわたることから、具体的な業務の進め方等細部については担当者間の引き継ぎや部局ごとの体制確認などに委ねているところです。研修については、年間を通じて各部局ごとに県担当部局等が主催する業種ごとの研修会等も多くあり、それらの機会を活用し、各専門分野の知識及び技術の習得を図っているところです。特に防災部局においては4月の職員異動等を意識した中で6月の出水期前までの期間に、現行計画やそれを受けた警戒体制等を再確認するための会議のほか、各種研修・訓練が行われることが多く、本年度も各会議のほか、県と災害情報のやりとりを行うための、災害情報管理システムの操作研修を初め、同システムや防災行政通信網などを活用して実災害同様の手順で行われる、三保ダム、洪水、土砂災害、Lアラートなどの情報受伝達訓練や、2日間の日程で行われる、災害に関する危機管理研修などが既に実施されており、その全てに4月異動職員を優先に参加させているところです。

今後こういった研修機会を積極的に活用し、職員個々の知識の習得、技術の向上を図るとともに、これらの研修を通して、部局の体制のあり方などにも、常に意識を向けるようなきっかけにしていきたいと思いますので、県や各種協議会等と連携し、研修・訓練機会の創設に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に7点目の自主防災活動推進費補助金に関する質問についてですが、同制度は地域住民の連帯意識に基づく自主防災活動を推進し、地域ぐるみの防災体制を確立することを目的に整備している補助制度であり、大井町自主防災活動推進費補助金交付要領に基づき、自主防災組織が行う、普及・啓発に関する事業と資機材等整備に関する事業の2事業を対象にそれぞれ補助率と世帯限度額を設けた形で運用しております。

参考までに現在運用している要領上の補助額等を簡単に御紹介いたしますと、訓練経費等の普及啓発事業に係る補助は、補助率100%で、世帯数による限度額を5万円から10万円の範囲で3区分に設定しております。また、資機材等の整備事業に係る補助は、補助率50%で、世帯数による限度額を3万円から12万円の範囲で6区分に設定しております。

なお、平成7年度から運用している本制度の要領の改定については、資機材等の整備事業に係る補助基準を過去に何回か改定を行った経過がございます。これは、各自主防災組織における資機材の整備状況や自主防災組織からの要望などを踏まえて、増減の見直しがなされたものであり、必要に応じて基準の変更を行ってまいりました。

本件に関しましては、今後も自主防災組織所有資機材の老朽化や新たな資機材整備計画など、各自主防災組織から寄せられる御意見・御要望等を踏まえ、基準改定等を検討してまいりたいと考えております。

以上、登壇での答弁とさせていただきます。

- 1 番 御回答ありがとうございます。まず最初にお断りしておきますが、質問の内容は大きなくくりなので七つ、あらゆる関連しているものがありますので前後する場合もありますので御了承ください。

まず最初に、いこいの村あしがらの協定ですが、答弁を聞く限りでは、何かはやってあるけども施設等の協定はしていないという解釈でよろしいでしょう

か。

防災安全室長 議員の見込みのとおりでございます。

以上です。

- 1 番 じゃあ、いこいの村との協定は現在今できていないということで、先ほどの答弁ですと防災倉庫の置く場所とか、無線のアンテナも場所だけは当時の頃からできているということで、当時は半公共の施設だったからお互いの申し合わせみたいな形でできていたということらしいんですけども、途中から事業形態も変わってほとんど一般企業ですよ。今先ほどの御答弁であったとおり、津波警戒では県の公立の大井高校、県の施設であってもそういったものを文書で残しておくからいい、悪いじゃなくて、そういったものは必要ですよという御指導のもとに来ていると思うんですけども、これは答弁が聞きとれなかったか、私の耳が悪かったらすみません。早急に協議してやっていくという御回答でよろしいでしょうか。

防災安全室長 そのとおりでございまして、やはりここで協定というような書類が取り交わされていなかったということがわかりましたものですから、県立大井高校との協定なども踏まえますとやはりこちらがいこいの村あしがらさんとかそういったものを取り交わす必要があるだろうということで、ましてこちらが一般あしがら法人になったということも考えますと、ちょっとこちらが早急にやる必要があるというふうに考えております。

以上です。

- 1 番 今、防災安全室長の御回答をいただきました。今協議されていないということなんですが、今現時点であって、その責任追及なんかしてもしょうがないので、今後早急に進めているということの中で、ちょっと項目が大きかったんですけども、今はいこいの村の避難所のことをしていますけども、その協定をつくるに当たり行政と事業所だけでなく、そこで大事なのは、そこはいこいの村というと、柳、高尾、赤田地区の自主防災が避難場所として指定されているんですけども、その辺のところの自主防災との連携というかね、そこも含めて。なぜかという、いろいろきょうここに管理職の方いらっしゃいますけども、職員の3分の1ぐらいが町外から登庁されていると思います。もちろん登庁訓練等でどのぐらいの時間で、どのぐらいの職員が集まれるのかというのはもち

ろんできると思いますけども、行政がすぐ立ち上がらないからできないとかじゃなくて、大井町の地形も根岸のほうにも上大井にも山を背負っている地区もありますけども、今地盤の状況とかいろんな災害の規模とかによっても違うんでしょうけども、今急傾斜地がこれだけ指定されている相和地区が一番孤立する可能性があるんじゃないかと懸念しております。その中で町がこの計画でいくと、例えば例とすれば、税務課と会計室が広域避難所設営に当たるとなっていますけども、マンパワー不足の中で、そこだけ行政だけでやるよというのがちょっと至難のわざかなと思います。これに地元の自主防災組織を取り入れて小田町長が公約で掲げている来月から始まる地域との協働、自治会とか含めてその中でいろいろ協議していただいて、いいものをその協議の中で作っていただきたいと思いますけど、この辺のところいかがでしょうか。

防災安全室長 現在の町の指定避難所の開設業務、こちらにつきましては、鈴木議員おっしゃられたとおり救援部になっています税務課、それと会計室、それから開設業務の補助というところでは、教育部の教育総務課、それから学校給食センター、こちらが担当する計画となっております。この4課のうち管理職を除く職員で町内在住者、こちらを調べてみますと9名います。基本的には町の指定避難所、こちらの開設の決定につきましては、町の災害対策本部長である町長が決定をすることになるんですが、仮に地域防災計画で想定している神奈川県西部地震クラス地震が発生した場合など、こういったときは一刻も早い避難所開設が求められると思いますので、そういった場合は早期の参集が可能だと思われる先ほどの9名、それからその他の部の町内在中の職員なども協力を得ながら避難所開設に当たることになろうかと思っています。

しかし、開設に当たっては、使用する施設の安全確認ですとか、あと余震に備える必要もあるんじゃないかというふうに思いますので、やはり職員の到着を待って職員の指示に従っていただく必要があるのではないかと考えております。そういったしますと、避難者にはそれまではグラウンドですとか駐車場などで待機していただくことになるんじゃないかというふうに想定しております。その後、職員による目視の点検など実施して開設という流れになろうかと思っておりますので、例えばこの安全確認ですとか、その後の室内の清掃そういった開設に向けた準備行為については自主防災の協力を得ながらスピーディーに進めら

れることが大変ありがたいと思いますので、町民の皆様にも御協力をお願いしたいというふうに思っております。

協定の中でここまで詳しいところ盛り込めるかというのと、ちょっと難しい部分もあるんですけども、そのあたりは今後全体に周知のほうはしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

1 番 今御回答、すみません、ありがとうございます。

今のあれは、あそこは公共じゃないんですよ。一般の宿泊施設なんですよ。だからきょうあるかもしれない。おいおいこれから先じゃなくて、でも今の話さっきも言っていたように、地震規模とか状況によって発災したときに、台風でもそうですけども、その規模によっても、例えば自分の家が潰れちゃった、それさっき町長の御答弁で、まず自分の身、自分の家族、近隣という形の順序があると思いますけども、その形を進めていく中でももし自分の家が潰れちゃった。一時避難場所は大体最寄りの集会場になっていますけども、そこもどういう状況かわからないというときに、町の職員が来てないから開設できない、その開設基準があるんでしょうけども、その避難所の開設運営マニュアルというのがあるようには聞いているんですけども、私自治会長2年やっていたんですけど、申しわけございません、見てないですよ。もしそういうのがあるのであれば、自治会長自主防災の長、もしくはそのグループでどういう役割の人が自主防災にあるかどうかわかりませんが、そういう人たちとのこういうものの共有というのが今までされてきたのかどうか。

だから、こういうときにはこういう動き、自分が自分を守る、地区で守るってのが一番大事なことで、これは後でも言いますが、そういうふうな意識づけは非常に大事なんですけども、今のマニュアル等があればその都度毎年2回自治会長会議もやっていますんで、その辺のところでは皆さんと共有していく。今いこいの村だけの今避難所の話をしていますけども、これほかの5施設も含めてその学校の先生との協力関係もあるんでしょうけども、ちょっといこいの場合違うんでね。お客さん泊まっているかもしれない。昼間あるかもしれない。夜あるかもしれない。いろんなことが想定されるんで、その辺のところを含めた検討内容というかね。とにかく地元を巻き込んだ避難所運営という

のを構築していかなくちやいけないと思いますんで、そのほかの避難所よりもあっても、もしそういうマニュアル等があればお示ししていただければと思いますけども、その辺のところはどうでしょうか。

防災安全室長 実はこの運営マニュアルといったものがあることはあるんですが、実は平成16年8月につくったものがちょっとまだそのまま使わせてもらってようなところでございまして、こちらちょっと中身を見させていただきますと、かなりちょっと見直さなきゃいけない部分が多々あるなというようなのは正直な感想でございまして。

こういったものを、今類似のマニュアルがいろんなところから派出されますんで、そういったものをちょっと参考にしながら自治会長さん、それから職員も含めてなんですけども、わかりやすいものまたつくり直して機会があればそういった配付などもしてまいりたいと思っています。

以上です。

- 1 番 今答弁ありましたとおりで、一度つくればそれで終わりじゃないんですよね。ここ近年そういういろんな災害、想定外のいろんなものがあって、町でも例えば熊本地震とかでも職員派遣していろんな状況確認してやっていると思います。その辺のところであればここを機会にそういったものを見直しを進めてできるところからというか、早急にできるところから順次じゃなくて、もう本当にスピード感を持って、危機感を持って進めていかないといけない内容だと思いますんで、その辺のところをスピード感を持って見直しなり、再検討していただきたいと思います。

時間の関係で次の2番目の防災備蓄倉庫の備蓄内容は適切かというんですけど、これも3月の同僚議員の内容で、いろんな女性用品とか含めてこの防災基本計画でうたってあるんですよね。でも、そこは一時避難所でさっき言った最後のほうにありますけども、そういった予算で買ってくれということで指導しているのか含めて、ここの倉庫の内容、備蓄内容は適切かというのは、さっき学校関係では今後見直しで大井小学校のところを見たところ、大井小学校の避難所に大分人数が膨らまし過ぎちゃって多分収容し切れない。そのために昭和女子大を協定結んだのかと思いますけど、昭和女子大にはそういう備蓄の施設があるのかどうか含めて、その辺のところさっき学校ではおいおい、でもそ

の考え方によって違うんですけど、防災に関してはその膨らみが多過ぎちゃったら今町としては各避難所にその地区の住民のどのくらいが避難してくるという想定で備蓄をされているのか、その辺のところちょっと御答弁願います。

防災安全室長 避難者数それから備蓄量、こちらの想定は、今実は計画に、この地域防災計画なんですけど、計画上想定する必要のある地震、こちらの想定被害というのが県から示されたりしているわけなんですけど、この想定される被害想定が、たびたび変更されるような状況でございまして、それから過去の震災なども見てみましても、やはり想定をはるかに超える震災が起きていること、そういったことを踏まえまして計画で想定される地震の中でやっぱり最も被害の大きいとされておりまして大正型の関東地震、この避難者総定数を考慮する必要があるのではないだろうというふうに感じているところなんですけれども、実はこの総定数が非常にハードルの高いものになっておりまして、今後はこの震災クラスの被害想定を基本に備えを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

具体的には、町の指定避難所における避難のあり方、今議員御指摘のとおりそういったところ想定する地震をさらに避難者多いようなものに想定していかなければいけなくなってきたてしまいますんで、そういったところをもう一度検証しなければいけないのかなというふうに感じております。

あわせて、備蓄量につきましても新設する防災備蓄倉庫、こちらの運用ですとか、受援物資などの支援の見込みなどを精査するとともに各町指定避難所の避難者総定数、そういったものですとか、物資配送の困難度、これは発災後に果たして配送が可能な指定避難所となっているかどうか、そういったようなところも加味しながら備蓄量の配分も再度積算し直しまして、そういったところから不足している備蓄品、そういったものが計画的に増やしてまいりたいなと思っています。

いずれにしましても、今の備蓄量というのはそういったところでさらに被害が大きいというふうな想定されるものにこれからあわせて増やしていくというところになりますので、今後そういったところを意識しながら事業を進めてまいりたいと思っています。

以上です。

1 番 今回答弁であったパーセンテージはまだはっきりとした数字は出せないという形でありますけども、その目録というか備品台帳等を確認すると、その六つの避難所に均等に配備されているものもある。果たしてそれが妥当かどうか今防災室長の答弁で、これも見直して、いこいの村もあるのと、大井小学校と同じ数よりかは置いてあればいいというのとはものによっては違うと思うし、でも必ずなきゃいけないものもあるだろうし、一番最後の質問に関連しますけども、必要なものは必要なものに、ところにないということが、物資の搬送のところも後で出てきますけど構築ができないということであれば、そこへ逃げたときにももちろん自分で持っていくのが大前提でしょうけども、それはさっき言ったように自助でしょうけども、それができない、そういうものはできない災害があったときにそこに行ったらそこで開設ができるくらいのそのものをちゃんとそこらに置いてもらおうと。手狭だからどうのこうのという御回答がありましたけども、それが確保できれば敷地が、倉庫が一つ、二つ増えるそっちの予算のほうのが最優先じゃない。これはだから来年いろいろなものつくりますじゃなくて、もう早急にそこに置いておかなきゃいけないものなんで本当に最優先で考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

毎月15日の、私もこの3月まで自治会長をやっていましたけども、先ほど御答弁にあったとおり、器具の点検でしかありません。これ長く言ってもしようがないんで、本当の発災時に町がどんなものを、どういう情報知りたいのか。さっきもありましたとおり、その自治会長とか防災担当とかの無線担当ができない場合には、その自主防災でどうしたらいいかというのがまだ話し合われていないと思うんですよ。それのところも先ほど来から言っている自治会との協働推進を含めて今後そういうの進めていってもらって、そういった中の内容も含めて、さっきのマニュアルじゃないですけども、各地区住民が自分たちでわかるようなそういう形を含めて構築されていかなきゃいけないなと思いますんで、まずじゃあどんなものをというフローチャートみたいなものが、今の文言のやりとりは確かにありますけども、本当に災害があったときにこういったものを教えてほしいというふうな、さっきもちょっと回答に一部ありましたけども、その辺がこっちでつくっただけじゃなくて、ちゃんと連携してお互いが相

互で理解し合ってなくちゃいけないんで、それもいろんな来月から始まる地域の協働の中で進めていって、この防災だけじゃなくて、これがうまくいけば今問題になっている自治会の加入率とか、その辺のところも防災絡みで隣は誰だとかわからないような地区じゃなくて、私も常備消防出身ですけどもいろんな災害現場に行ったときに、大きいとこって本当に隣近所の横の連絡余りないんで、私どもみたいに小さいとこですとどこの家の誰々がこの時間はいるとかいないとかというの、そこまでのことはわかりますんで、そうしろというんではなくて、そういった意味での自治会、自主防災との連絡調整をしっかりと密にやっていただいて、15日の訓練にはこんな形のものが本番で必要であると。8月の防災訓練でやっているじゃなくて、あれも時系列が全部組まれた紙が渡されて、そのとおりに待っていたその時間で無線を入れるだけなんで、本当の災害、私も常備に見ましたとさっき言ってましたけども、同時にさっき7回線って言いましたっけ。7回線同時に発報されてきたときに、こっちの職員がどうやって対応するのかというのは、そういう訓練もされているのかどうか含めてお伺いします。

防災安全室長 議員御指摘のそういった有事を想定した無線機器類の訓練となりますと、今現実的にはできていないと言わざるを得ないのかというふうに思っています。ただ、15日に定期的に実施している無線訓練、こちらに関しましては、やはりいざというときに使えないというような状況が出てくるのがまずいというふうに思っていますんで、こちらがそういった意味で継続してまいりたいというふうに考えています。

ただ、やはりそういった有事のときの無線交信ですね。そういったものが自主防災、それと町側そういったところでどういった対応の仕方になるのか、そういったのも有事を見据えた訓練がどっかでやっぱりやる必要があるかというふうに感じています。それについては、やはりふだんの15日でやるというのはなかなか難しい部分もあると思いますんで、先ほど答弁にもありましたとおり、町の総合防災訓練等を活用して自主防災と町というような形で何かしら有事を想定した訓練が行えればいいかなと思います。ただ、そういったのがまた継続されるといいのかというふうに感じますんで、そのあたりを今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

- 1 番 15日の訓練に関しては、今前向きな回答をいただいております。いろんな内容でいろいろできると思いますんで、進めていただいて次の質問に移りますけども、その防災訓練時のさっきも私も言いましたフローチャートに乗っ取った時系列の訓練というのは、訓練のための訓練で余り身にならないんです。現実的には、町長さんが議長のときにいろいろ地区回っていただいた意見交換をされました。私もそのときに自治会長として回答したこともあるんですけども、僕自身の考えとすればいろんな災害現場で知識と経験でいくと、訓練を失敗しなくちゃだめなんですよ。失敗する訓練を、けがしたらだめですよ、けがをしない程度の失敗する訓練をやらないと前に進んでないんですよ。人がやっているのを見て、うんうんといってもう自分が体験しなきゃ身にならないということをつくづく思っていますんで。この冬、訓練とかを私も柳の自主防災でやってきましたけども、ただこういう状況ですとだけ伝えて自分が何を使って、人を使って、何の道具を使って考える訓練、こういうようなものもやるには自分じゃできないですよ。いろんな自主防災、素人の人が多いんで、そのためにさっき言った防災アドバイザーとか、防災安全室とか常備消防とか、それで防災士つくっていますんで、そういう人の協力を得て構築していかなくちゃいけないかなと思います。

時間がないんで、それに対する回答等はさっきの答弁でも若干ありましたんで、それで考えていただければと思います。

次の災害時の物資搬送協定、これ以前はあったと思うんですけども、先ほどの回答で1市5町の足並みがそろえないから今は締結できないという、そういうところで今後は単独町でもやっていこうと思いますというのは、今何であったものがないのかということも含めて、それこそ、この防災計画の中では一社トラック協会さん協定されています。そこから避難所まで公用車使っていく。公用車だって通れるかどうかわからないところもあるし、一部の人からも御指摘も受けて本当にここを大きな災害があったときには、それは幾ら協定しても無理だろうというのも自負しておりますけども、でも一応そういう申し合わせがないと今後のやってく中でもいけないと思うんですけども、この民間事業所との提携、これも先ほど回答で単独でも進めていくという答弁いただきましたの

で、ここもそのスピード感を持って締結に進んでいただきたいと思います。

最後、時間の関係で6番の先ほど私の登壇での質問で言いましたけども、4月、10月に防災安全室はもちろんのこと、ほかの担当課が自分の所管業務以外に災害があったときに、さっき税務課の例を挙げましたけども、自分たちの受け持ちの仕事がいっぱいあるんですよ。一部聞いたところでは明日質問あると思いますけど、異動してきたところでラインをつくって安否確認とか、その課でやっているというところもある。それのところの構築で、4月、10月に新しく来た人に、うちの課はこういう仕事をするんだよということを4月の先に言っておかないと、8月の防災訓練で指導したってだめなんですよ。もし、その前に災害があったら私は何をする人となっちゃいますんで、それのところの教育をできているかということを確認したかったんですけども。

防災安全室長

ただいまの質問につきましては、議員のおっしゃられているとおりでございまして、現実的には今職員については防災訓練、こちらが近くなつてまいりますと自身の役割を再確認する意味でも、地域防災計画を再確認するよう指導しているようなところがあるんですが、異動時、こちらについては、やはり通常業務の引き継ぎ、それとあわせてやはりこちらの防災業務についても引き継ぎがなされるというのが理想であるように思っております。こういったところは、ほとんど個人であり個人のところに委ねてしまっているところがありますもので、こちらやはりそういった意識が職員に定着するように、今後は処置等を徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 1 番 もう時間もありませんので回答はいいんですけども、10分の5、10分の10の補助負担で、例えばうちみたいな小さいところは8万円の上限予算でこういう防災資機材等買っておりますが、最近の基準の見直しで十何年前に買ったものが、もう老朽化して使えない。だからこの辺のところの補助金のやり方の問題を、もう時間ありませんけども検討していただいて今後活用していただきたいと思います。

先ほど来からも言っていますが、ハード面はお金かかればできますけども、一番大事なのはソフト面の町民の個人の認識、そこをどうやって構築してくか

というところに出ていると思います。昔の言葉でね、災害は忘れたころにやってくるなんて言葉皆さん御存じだと思うんですけど、私現役のときに言われたのは、災害は今忘れないうちにやってくるという、これを肝に銘じて今後の計画作成の心構えにさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 以上で1番議員、鈴木磯美君の一般質問を終わります。

引き続き、通告5番、2番議員、田中正彦君。

2 番 通告5番、2番議員、田中正彦です。

昨年暮れの補欠選挙で当選して以来、初めて一般質問に立つ機会をいただきました。

私がお尋ねしたいことは、極めて卑近なテーマですので当初一般質問になじむのかどうか、ちょっとためらいがありました。しかしながら、あえて質問しようと思ひこころに立っております。

通告に従いまして、大きくは二つの質問をさせていただきます。

一つ目、子ども会の今後についてであります。二つ目は、今後の町の交通安全対策についてであります。いずれも、子どもに絡んだ案件でございます。

まず、大きな一つ目の質問ですが、全部ではございませんが幾つかの自治会あるいは子ども会の状況を調べさせていただきました。各地区の子ども会は、加入人員の減少で縮小傾向に陥っております。その存続自体が危ぶまれております。そこで次の2点についてお伺いいたします。

なぜ、そのようになってしまったのか。町はその要因や正確な実情を把握をされているのでしょうか。子ども会を解散してしまった地区もあると聞きました。あるいは、例えば根岸上地区とか柳地区のように休止に追い込まれてしまった子ども会があるといたします。ただ、休止といえども再開のめどが全く立っていない休止というふうに聞いております。そういった子ども会を今後町はどう方向づけし、サポートしていこうとしているのか。その考えと具体的な対応策があれば提示していただきたいと思います。

次に、大きな質問の二つ目ですが、先ほど来から何人かの議員さんが言及されておられました。先月の8日、滋賀県の大津市で集団で散歩されている園児が、交差点の車同士の衝突の巻き添えに遭いました。将来あるお子たちの尊い命が失われてしまいました。そして、その一週間後の15日には千葉県市原市で、